

感染対策指針

訪問介護ステーション Baton

当社(施設、事業所等)は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防、再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

委員長 矢部力造

委員 矢部真帆

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

ニ) 衛生管理

③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年２回以上の「研修」(含む入職時)を定期的実施する。

④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年２回以上の「訓練」を定期的実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ)生活空間、動線の区分け (ゾーニング・コホーティング)

ロ)消毒

ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ)濃厚接触者への対応

など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 医療機関: 名称・連絡先 契約利用者の主治医、指定する医療機関

ロ)保健所名称・連絡先徳島保健所 088-652-5151

ハ)指定権者: 担当部署名称徳島県庁

保健福祉部長寿いきがい課 088-621-2168

障がい福祉課 088-621-2235

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP) 等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ)社内: 役職・連絡先 代表社員 矢部力造 090-4765-0442

ロ)利用者家族氏名・連絡先利用者ファイル参照

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2025 年 1 月 1 日から適用する。